

登録申請必要書類一覧

										手数料
(1)	はじめて登録するとき	運転免許証	写真1枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用証明書	講習修了証の コピー	住民票写し		1,000 円
(2)	登録取消処分後に再び登録するとき	運転免許証	写真1枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用証明書	講習修了証の コピー	住民票写し		1,000 円
【(6)②と同様の「運転者証の」返納手続きが終了していない場合は登録できません】										
(3)	運転免許の停止(40日以上)及び 運転免許の失効により登録が消除 され再び登録するとき	運転免許証	写真1枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用証明書	講習修了証の コピー又は、運 転経歴証明書	住民票写し		1,000 円
【(6)の手続きが終了していない場合は登録できません】										
(4)	運転免許を更新したとき	(更新済み) 運転免許証	写真1枚	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)		運転者証			300 円
(5)	事業者が変わったとき	運転免許証	写真1枚	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用証明書		旧事業者から運転者証が返納されている ことが必要		300 円
(6)	運転免許の失効 または停止処分 を受けたとき ※再登録時は(3) を参照	①すべての場合に 必要 ※運転免許停止に係るものは 処分通知書またはそのコピー		登録事項変更等 届出書 (第四号様式)				運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で届出が7日以上遅 れている場合は、届出遅れ 本人 の理由書		-
			②失効及び40日 以上の免停の場合は ①に加えて必要		運転者証	運転者証返納 届(社印必要)			運転免許の停止(40日以上、短縮関係なし)及び失効で運転者証の返納が 7日以上遅れている場合は、返納遅れの 会社 の理由書	
(7)	運転者証を紛失したとき	運転免許証	写真1枚		運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	理由書				300 円
(8)	住所が変わったとき	(住所変更済) 運転免許証		登録事項変更等 届出書 (第四号様式)				住民票写し		
(9)	氏名が変わったとき	(氏名変更済) 運転免許証	写真1枚	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)		運転者証	住民票写し		300 円
(10)	運転者証を破ったり汚したとき	運転免許証	写真1枚		運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)		(破れ・汚れ) 運転者証			300 円
(11)	運転免許の種類 や番号が変わっ たとき	有効期限が変わっ たとき	(新規変更済) 運転免許証	登録事項変更等 届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)		運転者証			300 円
		有効期限が変わら ないとき	(新規変更済) 運転免許証		登録事項変更等 届出書 (第四号様式)					

主な注意事項

1. 上記の(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)の場合は、直ち(7日以内)に必要な書類を提出し、手続きをしなければならない。
 2. 住民票の写し及び戸籍抄本は取得後6ヵ月以内のものでコピーは不可。
 3. 写真は、6ヵ月以内に写した縦六センチメートル、横四センチメートル、無帽・正面・無背景、顔の大きさが3センチ以上で鮮明に撮影されたもの。
 4. 事業者は運転者が退職または行政処分(運転免許の40日以上停止及び失効を含む)等、運転者として選任を解いたときは運転者証を返納届とともに、直ち(7日以内)に返納しなければならない。
- ※ 埼玉県A地域においては、(1)～(3)の場合、上記書類のほか、合格証(第十七号様式)又は運転経歴証明書(第三号様式)(当該指定地域に係る申請前2年以内90日以上乗務日数(暦日数ではありません))が必要となります。

登録業務時間
 平日(土日祝日除く)
 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:30
 ※1件につき約10分程度かかります。